

子 発 0920 第 2 号
令 和 元 年 9 月 20 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等
における保育に従事する者に関する研修について

認可外保育施設における保育に従事する者の資格については、従前より、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日付け雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」において定めているところであるが、「「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について」（令和元年 5 月 31 日付け子発 0531 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項及び第 11 項に規定する業務を目的とする施設においては、「保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であること。」とし、令和元年 10 月 1 日から適用することとしたところである。

今般、「都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）」について、下記のとおり定めることとしたので、内容を十分に御了知の上、都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知を行うとともに、その運用に遺漏なきようにされたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

- 1 「都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修」
「都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修」とは、以下の（1）から（2）

のいずれかをいう。

- (1) 都道府県等が行う「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発 0521 第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添4「多様な保育研修事業実施要綱」に定める家庭的保育者等研修事業の基礎研修または居宅訪問型保育研修事業の基礎研修
- (2) 都道府県等が行う「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発 0521 第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」に定める専門研修の「地域保育コース」

2 「都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。)その他の機関が行う研修」

「都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。)その他の機関が行う研修」について、以下の(1)から(4)は、1に定める研修と同等以上のものとして取り扱えることとする。

なお、以下の(1)から(4)以外の主体が実施する研修について、都道府県知事が1(1)に定める研修と同等以上のものと認める基準等は、追って示す予定である。

- (1) 市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)が実施する1(1)で定める研修(「多様な保育研修事業実施要綱」に定める指定研修事業者が実施した研修を含む。)
- (2) 市町村長又は子ども・子育て支援法第59条の2第1項で定める仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育助成事業(「企業主導型保育事業等の実施について」(平成29年4月27日府子本第370号・雇児発 0427 第2号)の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の2に定める企業主導型保育助成事業をいう。以下同じ。)の実施主体が実施する1(2)で定める研修(「子育て支援員研修事業実施要綱」で定める指定研修事業者が実施した研修を含む。)
- (3) 公益社団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修
- (4) 児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設が実施する公益社団法人全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修(「認定ベビーシッター」資格の登録がされた場合に限る。)

3 都道府県等による研修修了者の確認

都道府県等は、1及び2で定める研修を修了した者であることを、各研修の修了証書(公益社団法人全国保育サービス協会が発行する「認定ベビーシッター」資格の認定証及び資格登録証を含む。以下同じ。)で確認することとする。

この際、修了証書は、修了証書を交付した都道府県等以外の全国の自治体においても効力をもつものであることとする。

また、発行年月日が令和元年10月1日以前のものでも、有効であることとする。ただし、研修修了後5年以上経過している者であって、居宅訪問型保育等の実務経験の乏しい保育従事者に対しては、上記1及び2で定める研修のほか、都道府県等がこれに類するものとして認める研修の再受講を推奨することが望ましい。